環境新聞 2008/9/17

（第３種郵便物認可）　（毎週水曜日発行）

環　境

循環型社会づくりへの警鐘

～「行政処分緑書07／08」より～④

最新の行政処分の動向から見えて来ること（1）

「衆目の監視下」意識を

日本廃棄物管理機構取締役・監査員

木川　仁

前回まで、07・08年に出された行政処分の具体的な事例を分析することで「廃棄物処理におけるリスクマネジメント」や「排出者・処理業者・行政における意識改革の必要性」を考えたが、そもそも行政処分は年間どの程度行われ、その原因や理由はどのようなものであろうか。また、行政処分動向を分析すると何が見えて来るであろうか。今回は、行政処分を俯瞰した姿を捉えながら考えてみたい。

現在入手できる行政処分に関する公的な最新統計は、本年3月7日、環境省が発表した「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況」に見ることができる。本資料から「取り消し処分件数」を図1に示したが、2001年度から取り消し処分件数が急激に増加したことが分かる。この理由は、01年5月、環境省が自治体に示した「行政処分の指針（通知）」（現在は、05年8月指針を運用）に起因すると理解されているが、この前提となる一般社会通念の変化を忘れてはならない。

特に、04年4月に制定された「公益通報者保護法」の意義は大きい。この法律の施行後、マスコミをにぎわす食品業界の不祥事が増加しているが、これら不祥事が明らかになる遠因が消費者だけでなく、数多くの食品事業に携わる関係者からの内部告発が含まれていることも見逃せない。日本廃棄物管理機構は、廃棄物行政の担当者へのヒアリングを実施しているが、廃棄物処理業界でも同様に行政や司法機関への内部告発が増えているようである。

この10年間、日本の社会は、法令順守を省みない企業に対して厳しい姿勢で臨む風土を作り上げて来た。廃棄物処理事業に携わる経営者は、一般社会だけでなく身内を含めた衆目の監視下に置かれていることを日々意識した経営の実践が望まれよう。

廃棄物行政を管轄する107自治体が行う行政処分に関する情報公開は、様々な形式で行われる。日本廃棄物管理機構は、自治体から行政処分が開示された時、即その情報を入手するシステムを開発した。今回、このシステムを使って、07年度（07年4月から08年3月）について、ウェブ上で公開された情報に限って調査した。ここで、調査対象となった行政処分は、期間の途中で公開に踏み切った自治体もあるため正確な数値を確定できないが、65％程度の自治体の処分件数が含まれていると理解して頂きたい。

07年度に不利益処分（許可取り消し・事業停止・措置命令・改善命令）として開示された処分件数は568件であった。その内訳は、許可取り消しが507件、事業停止が31件、措置命令・改善命令が30件となっており、不利益処分全体の約90％が許可取り消しであって、一発処分型を喚起した環境省通知が厳格に運用されていることが分かる。この結果は、01年以前に行われていたような行政指導が、今日通用しなくなったことを意味する。すべての関係者は、20世紀型リスクマネジメントの意識からの早期脱却が必要である。

図2は、取り消し処分に関する事由について分類した結果を示す。処理業者は、他自治体からの通知により自動的に取り消し処分になる場合があるが、ここでは最初の自治体で受けた取り消し処分の事由についてのみカウントした。取り消し事由について、欠格要件と他の廃棄物処理法違反に大きく分類すると、前者は全体の55％に相当するが、ここでは違反行為による事由を考察する。図2に示すように、違反事例の多くは、不法投棄、不法焼却、委託基準に関する違反にあることが分かる。また、許可更新や文書類の不備という初歩的なミスから取り消し処分に至るケースが依然として存在していることも判明した。ここに分類された違反内容は、廃棄物処理法を順守する上で基本的な要素である。

廃棄物処理法は、排出者が自らの廃棄物が最終処分を終了するまで適正に処理されたどうか把握する義務を課している。この処理責任を負って委託された廃棄物を処理しなければならないのが処理業者である。

一方、管轄行政は処理業者の技術的・経営的な判断を行った後、処理業者に業許可を与えている。処理業者をはじめとして、処理委託する排出者も業許可の意味を再度考え直す必要があるのではなかろうか。

（きがわ・ひとし）

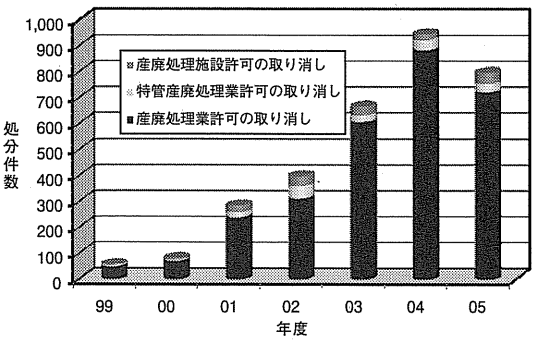

図１　取り消し処分件数の経年推移
【環境省発表資料（2008年３月７日）から作成】

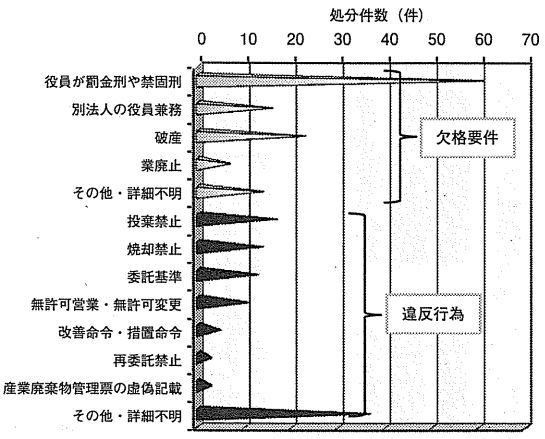

図２　取り消し処分の事由とその件数（2007年度）
【日本廃棄物管理機構資料から作成】